

## 新型コロナウイルス感染症に係る緊急時の特定医療（指定難病）等 における医療機関での受診について

厚生労働省より以下のとおり各都道府県に事務連絡が出されています。

### （3）難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）

緊急の場合は、受診する医療機関と受給者証に記載する指定医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に指定医療機関の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定医療機関での受診が困難な場合においては、医療機関において受給者証を提出した上で、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

### （4）特定疾患治療研究事業

緊急の場合は、医療機関において特定疾患治療研究事業の受給者証を提出した上で、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

事務連絡の全文は厚生労働省のホームページに掲載されています。

○新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604541.pdf>